静岡県告示第852号

港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年12月8日

清水港港湾管理者 静岡県 代表者 静岡県知事 川勝平太

新たに管理する施設

種 類	名 称	位置	能力
		静岡市清水区興津清見寺町	構造形式 重力式、延長 361.2m、
護岸	新興津2号岸壁護岸	1388番、1390番	天端高 +4.4m~+5.1m、
			主要用材 ケーソン